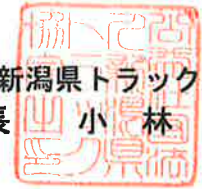


会 員 各 位

公益社団法人 新潟県トラック協会
会 長 小 林 和 男



新たな貨物集配中の車両（貨物）に係る駐車規制の見直しについて（追加）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、交通事故防止に向けた諸対策の推進並びに当協会の業務運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貨物集配中の貨物自動車に係る駐車規制の見直しについては、一昨年以降県内15箇所において交通規制が見直されてきたところではありますが、今般、新潟市内におきまして新たな駐車規制の見直しが1箇所（車両2台分）追加されましたので、ご連絡いたします。

駐車規制の見直し内容（場所）等につきましては、別添「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて（追加）」のとおりであります。

- 運用開始日 : 令和3年4月第2週目を予定
- 規制見直し場所 : 新潟市中央区東大通2丁目1番21号地先（アパホテル新潟前）新潟市道（北側）
- 規制内容
 - ・ 対象車両 : 貨物集配中の貨物に限る
 - ・ 規制時間 : 8時～18時
 - ・ 規制区間 : 16m（2台分の駐車枠）
 - ・ 駐車方法 : 右側平行駐車（ただし区画枠内に限る）

などとなっております。

なお、駐車に際しましては、

- 必ず線内に駐車すること
- 長時間駐車は避けること

などのマナーの遵守をお願いします。

会員各位には、今般の駐車規制の見直し場所を有効に活用されるほか、併せて交通事故防止に向けた対策を積極的に推進されますようお願い致します。

敬具

（担当：適正化事業部 鈴木）

「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しについて(追加)」

